

お ぬ か
小奴可地区活性化計画

広島県(代表)
広島県庄原市

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小奴可地区活性化計画						
都道府県名	広島県	市町村名	庄原市	地区名	小奴可地区	計画期間	平成26年度～平成29年度

目 標 :
基盤整備(農業用施設)を実施し、農作業の省力化・生産性の向上を図り、担い手による営農を推進することにより、地区の定住戸数の減少率を抑制(△9.5%→△8.7%)させ、地域の活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は庄原市北部(旧東城町)の寒冷地域に属し農業を主産業とし小奴可水路等を水源とする農地と、その周辺の山林を含む栃木・後田集落を対象とした区域であり、現在、本地区では21戸の個別経営により農業が営まれている。

現状と課題

本地区の主要な農作物は主に稲作であるが、飼料用牧草や小麦等の生産にも取り組んでいる。又、現在、人・農地プランを平成25年度内に策定することを目標とし、担い手を中心とした農地集積や未耕作地拡大防止にも積極的に取り組んでいる。しかし山腹を走る水路の大半が土水路が占めており、毎年の補修等の維持管理作業が増大している。その他にも農業従事者の高齢化・後継者不足もあり、早急な農業基盤の整備による、維持管理の軽減が課題となっている。

今後の展開方向等

個別農家や担い手により継続して営農を行っていくためには、安定した農業経営による農業の振興を図るための基盤を整備する必要がある。地域の基盤整備(農業用排水施設)をすることで、維持管理の軽減などを図ることにより、地域活性化を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
庄原市	小奴可	基盤整備(農業用排水施設)	庄原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

小奴可地区(広島県庄原市)	区域面積	65.9ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積は65.9haであり、このうち農林地面積は61.0ha(農地19.2ha・山林41.8ha)で92.5%を占める。 また、農林漁業従事者は56人であり、全就業者数(62人)の83%を占める。 以上から、農林業が重要な産業である地域である。</p>		
<p>山林：平成25年度森林基本図(平成25年4月1日現在) 農地：平成25年転作台帳(平成25年7月1日現在)</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 本地区では、世帯は平成20年4月に26戸であったが、平成21年4月で25戸、平成25年4月では24戸となり、 世帯数は2戸(9%)の減となっている。 農林業者の高齢化や担い手不足から、農業基盤整備による定住条件の改善を促進することが地域を活性化するために必要不可欠な地域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該地域に市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度である平成30年9月末までに、平成30年4月1日現在の区域内の定住戸数を庄原市住民基本台帳により把握した上で、市及び県で達成状況の評価を行い、評価内容の妥当性について第三者(広島県土地改良事業団体連合会「事業計画評価委員会」)の意見を聴いた上でその結果を公表する。